

和歌山県在宅育児支援事業給付金 Q&A（申請者向け）

○申請の際は、事前に下記の記載内容をご確認ください。

1 給付金を受けるための要件

給付金を受けるためには、下記の①～③の要件を全て満たす必要があります。

①申請者	<p><申請者が父母の場合> 乳児を監護し、生計を同じくしていることが必要です。原則として児童手当又は特例給付（以下「児童手当等」という。）を受給している方が申請者となります。 ※監護：乳児の生活について、通常必要とされる監督・保護を行っていること ※生計同一：申請者と乳児の生活に一体性があること</p> <p><申請者が父母以外の場合> 何らかの事情で父母に監護されない乳児を、父母に代わって監護していることが必要です。</p> <p>なお当該要件を満たすかどうかは、個別の状況に応じて判断します。</p>						
②居住地	給付金の申請者と支給対象となる乳児の両方が、田辺市内に住民票を有している必要があります。						
③乳児の年齢等	<ul style="list-style-type: none"> ・生後2か月を超え、満1歳未満のお子様を対象となります。令和元年度で受給対象となるのは、平成30年4月1日～令和元年12月31日生まれのお子様で、下記に該当する場合です。 ・第3子以降・・・市民税所得割の制限なし ・第2子・・・属する世帯の市民税所得割額が77,101円未満の場合 ただし、下記控除はこの所得割額の算定時に控除できませんのでご注意ください。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">●住宅借入金等特別控除</td> <td style="width: 50%;">●寄付金税額控除</td> </tr> <tr> <td>●配当控除</td> <td>●外国税額控除</td> </tr> <tr> <td colspan="2">●配当割額・株式譲渡所得割額控除</td> </tr> </table>	●住宅借入金等特別控除	●寄付金税額控除	●配当控除	●外国税額控除	●配当割額・株式譲渡所得割額控除	
●住宅借入金等特別控除	●寄付金税額控除						
●配当控除	●外国税額控除						
●配当割額・株式譲渡所得割額控除							

上記の要件を満たす方であっても、下記のA～Dのいずれかに該当する期間は支給対象外となります。（1つでも該当する場合は対象外です。）

A	申請者もしくは配偶者が、支給対象となる乳児について育児休業給付金を受給する場合
B	支給対象となる乳児を、紀州っ子いっぱいサポート事業（和歌山県と市町村が協力して実施する第三子以降及び第二子の一部を対象とした保育料等無償化事業）の対象施設として田辺市が指定する保育所（園）・認定こども園・児童発達支援センターに入所させている場合 ※入所している期間のみ対象外となります。
C	申請者が生活保護を受給している場合
D	和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者や公序良俗に反する者など給付金の交付が不適切と認められる場合

2 支給金額等

①給付金の支給額	<p>対象となる乳児1人あたり15,000円/月を支給します。</p> <p>支給対象となる期間は、支給の対象となった日の属する月の翌月から始め、給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとなります。 ただし、誕生日が月末日又は12月29日若しくは30日である乳児について、支給の対象となる日が生後2か月を超えた日である場合は、その日の属する月から支給の対象とします。また、誕生日が各月1日である場合で、給付金を支給すべき事由が消滅した日が1歳となった日である場合においては、誕生日の属する月までを支給月とします。</p>
----------	--

② 給付金の支払い	年2回（9月と4月）に支給予定です。
-----------	--------------------

3 申請の方法、時期等

① 手続きの流れ	下記の手順で手続きを行います。 申請書の提出 → 審査・支給決定 → 請求 → 給付金支給
② 申請書類	<p>○申請に必要な書類は以下のとおりです。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県在宅育児支援事業給付金支給認定申請書（様式第1） ・和歌山県在宅育児支援事業給付金支払請求書（様式第7 申請時に提出） ・相手方登録（変更）兼口座振替払依頼申出書 <p>※申請書提出後、記載事項に変更が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県在宅育児支援事業給付金申請事項変更届（様式第4） <p>【添付資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）申請者、申請者の配偶者及び乳児の健康保険証の写し （2）申請者と乳児の関係が住民基本台帳で確認できない場合は、両者の続柄が確認できるもの（戸籍謄本等） （3）属する世帯内の第二子以降の乳児であることが住民基本台帳で確認できない場合は、確認できるもの（戸籍謄本等） （4）第二子にかかる申請において、申請者、申請者の配偶者の市民税所得割合算額（当該年度4月から8月までの間については前年度の市町村民税の所得割額とし、当該年度9月から3月までの間については当該年度の市町村民税の所得割額とする。）が、申請を受けた市町村で確認できない場合、確認できる市町村長が発行する市町村民税の所得割額に関する証明書 ※申請先と異なる市町村で課税されている場合のみ提出が必要です。 （5）育児休業給付金の受給申請状況（予定も含む。）を証明する書類（様式第2） ※別紙フロー図に従い、証明書の提出が必要か否かをお確かめください。 ※育児休業給付金を受給していないことの証明を勤務先に証明していただくことが必要です。 （6）児童手当等を田辺市以外から受給している場合（公務員など）は、乳児にかかる児童手当等の受給を証明する書類 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書には押印が必要ですので、印鑑をご持参ください。 ・振込先口座の通帳をご持参ください。 <p>○書類は田辺市子育て推進課保育係、各行政局住民福祉課で配付しています。また、HPからもダウンロード可能です。</p>
③ 申請の時期	<p>支給の対象となった日の属する年度の3月末までに申請を行ってください。</p> <p>※期限を過ぎて申請した場合、給付金を受給できない月が生じますので、ご注意ください。</p> <p>※支給対象期間が年度をまたぐ場合は、それぞれの年度ごとに申請が必要です。（田辺市では2か年度分を一度に申請いただけます。）</p>
④ 記載事項に変更があった場合	<p>申請書の記載事項に変更があった場合には速やかに届け出ていただく必要があります。</p> <p>※変更の内容により、支給要件を満たさなくなった場合は、支給の取消等の決定を行います。</p> <p>※また、支給の取消等により返還金が発生することがあります。</p> <p>【提出書類】 和歌山県在宅育児支援事業給付金申請事項変更届（様式第4）</p>